|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類：周知文書 | 酸化エチレン滅菌ガスの  ＧＨＳラベル | 文書番号：JMG-EOG0002 | |
| 主管：滅菌ガス分科会 | 第2版 |  |

**酸化エチレン滅菌ガス**

**ＧＨＳラベル**

**（様式-1） 酸化エチレン滅菌ガス-10**

**（様式-2） 酸化エチレン滅菌ガス-20**

**（様式-3） 酸化エチレン滅菌ガス-30**

**（様式-4） 酸化エチレン滅菌ガス-共通**

＜ご使用にあたって＞

○本ＧＨＳラベルは「JMG-EOG0001酸化エチレン滅菌ガスSDS」に基づき作成しています。

○本ＧＨＳラベルは雛形です。各社の実状に合わせ書き替え、ご使用ください。

○\*赤文字の記載は注記であり、実際には適宜赤文字部分を削除してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 版数 | 年月日 | 制定・改訂内容 | 作成（主管） |
| 第1版 | 2016.09.21 | 新規作成 | 滅菌ガス分科会 |
| 第2版 | 2022.04.01 | JIS Z 7252等改正に伴う記載の見直し | 滅菌ガス分科会 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **製品名：酸化エチレン滅菌ガス-１０**\*各社の製品名をご記入ください | | | | | |
| 成分：　エチレンオキシド10％、二酸化炭素90％ | | | | | |
| **危　　険** | | | | | |
| \*急性毒性に経口を含まない場合【どくろ】を削除し【感嘆符】を追記 | | | | | |
|  | | | | | |
| ・極めて可燃性の高いガス | ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ | | | ・眠気又はめまいのおそれ | |
| ・高圧ガス：熱すると爆発のおそれ | ・遺伝性疾患のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（神経系）の障害 | |
| ・飲み込むと有毒　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | ・発がんのおそれ | | |
| ・吸入すると有害（気体） | ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（血液、腎臓、気道）の障害のおそれ | |
| ・皮膚刺激 | ・臓器（中枢神経系）の障害 | | |
| ・強い眼刺激 |  | | |
| ※この製品は、高圧ガス保安法上は「不燃性ガス」に区分される。 | | | | | |
| **【安全対策】** | | | | | |
| ・使用前に注意事項等情報(添付文書等)、機器の取扱説明書を入手すること。  \*例文として記載、各社にて適切な文言を記入 | | ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 | | | |
| ・全ての安全注意を読み理解するまでは取り扱わないこと。 | | ・屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 | | | |
| ・ガスを吸入しないこと。 | | | |
| ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。　禁煙。 | | ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡又は保護面を着用すること。 | | | |
| ・取扱い後は手をよく洗うこと。 | | ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 | | | |
| **【応急措置】** | | | | | |
| ・漏えい（洩）ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。 | | ・皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・漏えいした場合、着火源を除去すること。 | | ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 | | | |
| ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | |
| ・口をすすぐこと。 \*急性毒性に経口を含まない場合削除 | |
| ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 | | ・眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。 | | ・気分が悪いときは医師に連絡すること。 | | | |
| ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 | | ・ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| **【保管】** | | **【廃棄】** | | | |
| ・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 | | ・使用後又は内容物のある容器は、販売業者又は製造  業者に返却すること。 | | | |
| ・施錠して保管すること。 | |
| ・容器を密閉しておくこと。 | |
|  | | | | | |
| **【取扱上の注意】**\*SDSの「7. 取扱い及び保管上の注意」を参考に各社にて適切な内容でご記入ください。 | | | | | |
| ・容器バルブはゆっくりと開閉すること。 | | ・気体は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性がある。 | | | |
| ・容器は直射日光や熱源を避け、40℃以下で使用すること。 | |
| ・容器は、常に立てた状態で取扱い、転倒、転落を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしないこと。 | |  | | | |
|  | | | | | |
| 連絡先　○○○○株式会社　　東京都○○区○○XX-XX | | | 指針番号 | | １１５ |
| ○○○○事業部　　　TEL03-XXXX-XXXX | | | 国連番号 | | １０４１ |

**（様式-1）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **製品名：酸化エチレン滅菌ガス-２０**\*各社の製品名をご記入ください | | | | | |
| 成分：　エチレンオキシド20％、二酸化炭素80％ | | | | | |
| **危　　険** | | | | | |
| \*急性毒性に経口を含まない場合【どくろ】を削除し【感嘆符】を追記 | | | | | |
|  | | | | | |
| ・極めて可燃性の高いガス | ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ | | | ・眠気又はめまいのおそれ | |
| ・高圧ガス：熱すると爆発のおそれ | ・遺伝性疾患のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（神経系）の障害 | |
| ・飲み込むと有毒　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | ・発がんのおそれ | | |
| ・吸入すると有害（気体） | ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（血液、腎臓、気道）の障害のおそれ | |
| ・皮膚刺激 | ・臓器（中枢神経系）の障害 | | |
| ・強い眼刺激 | ・呼吸器への刺激のおそれ | | |
|  | | | | | |
| **【安全対策】** | | | | | |
| ・使用前に注意事項等情報(添付文書等)、機器の取扱説明書を入手すること。  \*例文として記載、各社にて適切な文言を記入 | | ・この製品を使用するときは飲食又は喫煙しないこと。 | | | |
| ・全ての安全注意を読み理解するまでは取り扱わないこと。 | | ・屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 | | | |
| ・ガスを吸入しないこと。 | | | |
| ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。　禁煙。 | | ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡又は保護面を着用すること。 | | | |
| ・取扱い後は手をよく洗うこと。 | | ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 | | | |
| **【応急措置】** | | | | | |
| ・漏えい（洩）ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。 | | ・皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・漏えいした場合、着火源を除去すること。 | | ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 | | | |
| ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | |
| ・口をすすぐこと。 \*急性毒性に経口を含まない場合削除 | |
| ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 | | ・眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。 | | ・気分が悪いときは医師に連絡すること。 | | | |
| ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 | | ・ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| **【保管】** | | **【廃棄】** | | | |
| ・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 | | ・使用後又は内容物のある容器は、販売業者又は製造  業者に返却すること。 | | | |
| ・施錠して保管すること。 | |
| ・容器を密閉しておくこと。 | |
|  | | | | | |
| **【取扱上の注意】**\*SDSの「7. 取扱い及び保管上の注意」を参考に各社にて適切な内容でご記入ください。 | | | | | |
| ・容器バルブはゆっくりと開閉すること。 | | ・気体は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性がある。 | | | |
| ・容器は直射日光や熱源を避け40℃以下で使用すること。 | |
| ・容器は、常に立てた状態で取扱い、転倒、転落を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしないこと。 | |  | | | |
|  | | | | | |
| 連絡先　○○○○株式会社　　東京都○○区○○XX-XX | | | 指針番号 | | １１５ |
| ○○○○事業部　　　TEL03-XXXX-XXXX | | | 国連番号 | | １０４１ |

**（様式-2）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **製品名：酸化エチレン滅菌ガス-３０** \*各社の製品名をご記入ください  **（様式-3）** | | | | | |
| 成分：　エチレンオキシド30％、二酸化炭素70％ | | | | | |
| **危　　険** | | | | | |
| \*急性毒性に経口を含まない場合【どくろ】を削除し【感嘆符】を追記 | | | | | |
|  | | | | | |
| ・極めて可燃性の高いガス | ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ | | | ・眠気又はめまいのおそれ | |
| ・高圧ガス：熱すると爆発のおそれ | ・遺伝性疾患のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（神経系）の障害 | |
| ・飲み込むと有毒　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | ・発がんのおそれ | | |
| ・吸入すると有害（気体） | ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（血液、腎臓、気道）の障害のおそれ | |
| ・皮膚刺激 | ・臓器（中枢神経系）の障害 | | |
| ・強い眼刺激 | ・呼吸器への刺激のおそれ | | |
|  |  | | | ・水生生物に有害 | |
| **【安全対策】** | | | | | |
| ・使用前に注意事項等情報(添付文書等)、機器の取扱説明書を入手すること。  \* 例文として記載、各社にて適切な文言を記入 | | ・この製品を使用するときは飲食又は喫煙しないこと。 | | | |
| ・全ての安全注意を読み理解するまでは取り扱わないこと。 | | ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 | | | |
| ・ガスを吸入しないこと。 | | | |
| ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。　禁煙。 | | ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡又は保護面を着用すること。 | | | |
| ・取扱い後は手をよく洗うこと。 | | ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 | | | |
|  | | ・環境への放出を避けること。 | | | |
| **【応急措置】** | | | | | |
| ・漏えい（洩）ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。 | | ・皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・漏えいした場合、着火源を除去すること。 | | ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 | | | |
| ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | |
| ・口をすすぐこと。 \*急性毒性に経口を含まない場合削除 | |
| ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 | | ・眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。 | | ・気分が悪いときは医師に連絡すること。 | | | |
| ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 | | ・ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| **【保管】** | | **【廃棄】** | | | |
| ・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 | | ・使用後又は内容物のある容器は、販売業者又は製造業  者に返却すること。 | | | |
| ・施錠して保管すること。 | |
| ・容器を密閉しておくこと。 | |
|  | | | | | |
| **【取扱上の注意】**\*SDSの「7. 取扱い及び保管上の注意」を参考に各社にて適切な内容でご記入ください。 | | | | | |
| ・容器バルブはゆっくりと開閉すること。 | | ・気体は空気より重く、地面や床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性がある。 | | | |
| ・容器は直射日光や熱源を避け40℃以下で使用すること。 | |
| ・容器は、常に立てた状態で取扱い、転倒、転落を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしないこと。 | |  | | | |
|  | | | | | |
| 連絡先　○○○○株式会社　　東京都○○区○○XX-XX | | | 指針番号 | | １１５ |
| ○○○○事業部　　　TEL03-XXXX-XXXX | | | 国連番号 | | １０４１ |

**（様式-4）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **製品名：酸化エチレン滅菌ガス** \*各社の製品名をご記入ください | | | | | | |
| 成分　： | 10%品：エチレンオキシド10％、二酸化炭素90％  20%品：エチレンオキシド20％、二酸化炭素80％  30%品：エチレンオキシド30％、二酸化炭素70％ | | | | | |
| **危　　険** | | | | | | |
| \*急性毒性に経口を含まない場合【どくろ】を削除し【感嘆符】を追記 | | | | | | |
|  | | | | | | |
| ・極めて可燃性の高いガス | | ・遺伝性疾患のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（神経系）の障害 | |
| ・高圧ガス：熱すると爆発のおそれ | | ・発がんのおそれ | | |
| ・飲み込むと有毒　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | | ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ | | | ・長期にわたる、又は反復ばく露  による臓器（血液、腎臓、気道）の障害のおそれ | |
| ・吸入すると有害（気体） | | ・臓器（中枢神経系）の障害 | | |
| ・皮膚刺激 | | ・20%品と30%品は、呼吸器への刺激のおそれ | | |
| ・強い眼刺激 | | ・30%品は、水生生物に有害 | |
| ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ | | ・眠気又はめまいのおそれ | | |  | |
| ※10%品は、高圧ガス保安法上は「不燃性ガス」に区分される。 | | | | | | |
| **【安全対策】** | | | | | | |
| ・使用前に意事項等情報(添付文書等)、機器の取扱説明書を入手すること。  \*例文として記載、各社にて適切な文言を記入 | | | ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 | | | |
| ・全ての安全注意を読み理解するまでは取り扱わないこと。 | | | ・ガスを吸入しないこと。 | | | |
| ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。　禁煙。 | | | ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡又は保護面を着用すること。 | | | |
| ・取扱い後は手をよく洗うこと。 | | | ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 | | | |
| ・この製品を使用するときは、飲食又は喫煙しないこと。 | | | ・30%品は、環境への放出を避けること。 | | | |
| **【応急措置】** | | | | | | |
| ・漏えい（洩）ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。 | | | ・皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・安全に対処できるならば着火源を除去すること。 | | | ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 | | | |
| ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。　\*急性毒性に経口を含まない場合削除 | | |
| ・口をすすぐこと。 \*急性毒性に経口を含まない場合削除 | | |
| ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 | | | ・眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。 | | | ・気分が悪いときは医師に連絡すること。 | | | |
| ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 | | | ・ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断/手当てを受けること。 | | | |
| **【保管】** | | | **【廃棄】** | | | |
| ・日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 | | | ・使用後又は内容物のある容器は、販売業者又は製  造業者に返却すること。 | | | |
| ・施錠して保管すること。 | | |
| ・容器を密閉しておくこと。 | | |  | | | |
| **【取扱上の注意】**\*SDSの「7. 取扱い及び保管上の注意」を参考に各社にて適切な内容でご記入ください。 | | | | | | |
| ・容器バルブはゆっくりと開閉すること。 | | | ・気体は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性がある。 | | | |
| ・容器は直射日光や熱源を避け40℃以下で使用すること。 | | |
| ・容器は、常に立てた状態で取扱い、転倒、転落を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしないこと。 | | |  | | | |
| 連絡先　○○○○株式会社　　東京都○○区○○XX-XX | | | | 指針番号 | | １１５ |
| ○○○○事業部　　　TEL03-XXXX-XXXX | | | | 国連番号 | | １０４１ |